

平成十四年七月二十三日提出
質問第一四六号

タケノコ医者への派遣に関する再質問主意書

提出者
加藤 公一

タケノコ医者の派遣に関する再質問主意書

内閣は、「このような上司と部下の医師との関係については、同項〔職業安定法第四条第六項〕の「労働者供給」の要件である支配従属関係が存在していた可能性があり得る」と答弁しているが、そのように考える理由はなにか。

右質問する。